

(事業の目的)

第1条 調布市が設置し、公益財団法人調布ゆうあい福祉公社が受託運営する調布市地域包括支援センターゆうあい（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業及び調布市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の事業に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態（介護予防にあつては要支援状態、調布市介護予防・日常生活支援総合事業にあつては事業対象者）にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 担当職員は、介護予防支援等の提供に当たっては、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行うこととする。

2 担当職員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うこととする。

3 担当職員は、介護予防支援等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこととする。

4 担当職員は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めることとする。

事業の実施に当たっては、利用者の被保険者資格、要支援・要介護認定等の有無や、その有効期間及び介護保険料の負担割合を確認するものとする。

5 事業の実施に当たっては、あらかじめ、利用者及びその家族に対して、運営規程の概要、その他重要事項等について説明を行い、当該サービスの開始につい

て、同意を得るものとする。

6 担当職員は、利用者が介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、利用者の依頼を受けて、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

7 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、特定相談支援事業者（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定）、地域の保健・医療・福祉サービス、地域住民による自発的な活動を含めたサービス等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

8 利用者が医療サービスの利用を希望している等の場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、担当職員は、この意見を求めた主治の医師等に対して、介護予防サービス計画を交付するものとする。

9 指定介護予防サービス事業者等から利用者の情報（服薬状況、口腔機能等心身又は生活の状況に係る）の提供を受けたとき等の際は、利用者の同意を得て、必要な情報を主治の医師等に提供するものとする。

利用者及びその家族に対して、利用者が担当職員に対して、介護予防サービス計画に位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができること、また、当該事業所を介護予防サービス計画に位置づけた理由を求めることができることを説明するものとする。

10 事業の実施に当たって事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 調布市地域包括支援センターゆうあい

(2) 所在地 東京都調布市国領町三丁目8番地15 都営調布くすのきアパート5-109

2 事業所が行う業務の一部を補完するため、事業所にサブセンターを置く。

3 前項の規定による事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 調布市地域包括支援センターゆうあいサブセンター

(2) 所在地 東京都調布市八雲台一丁目22番地1

八雲台クリーンハイム 101, 102

(職員の職種, 員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種, 員数及び職務内容は, 次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤／兼務)

管理者は, 事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに,
自らも指定介護予防支援の提供に当たるものとする。

(2) 担当職員 ア～エのいずれかの資格を有する者若しくは要件を満たす者1名
以上 (常勤・非常勤／兼務)

ア 社会福祉士又は高齢者の保健福祉に関する相談業務に3年以上従事した
経験を有する社会福祉主事

イ 保健師又は地域ケア・地域保健業務の経験のある看護師

ウ 主任介護支援専門員又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり, ケ
アマネジメントリーダー実務 (相談, 地域の介護支援専門員への支援等)
に従事している者

エ 介護支援専門員

担当職員は指定介護予防支援の提供に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は, 次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。

ただし, 国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) 第3条に規
定する休日並びに12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 月～金 午前9時から午後6時まで
土 午前9時から午後5時まで

(3) 電話等により, 24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は, 次のとおりとする。

(1) 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅, その他必要と認められる場所
において行うものとする。

(2) 利用者及び家族との面談により, 利用者を支援すべき総合的な課題を把

握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。

- (3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び機関を定めた介護予防サービス計画を作成する。(なお、サービス担当者会議開催でテレビ電話装置等の機器を使用する場合、あらかじめご利用者またはご家族に説明と同意のうえ使用。使用する機器は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」に基づき安全管理。)
- (4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、介護予防サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて、当該計画の変更等を行う。
- (5) 介護予防サービス計画に位置づけた期間が終了するときは、目標に照らした当該計画の達成状況について評価を行う。
- (6) 地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。
- (7) その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(厚生労働省令第37号第29条から第31条)に従って実施する。

(指定介護予防支援の利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスである時は、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、調布市内国領町1～5丁目、8丁目1～4番地、八雲台、佐須町3丁目1～24、42番地、調布ヶ丘2丁目、3丁目5～22、26、27番地、布田2～3丁目 とする。

(苦情処理)

第9条 当事業所は、自ら提供した介護予防支援等又は自らが介護予防サービス計画に位置づけた指定介護予防サービス等(第6項)に対する利用者及びその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行う。
- 3 当事業所は、介護予防支援等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(個人情報の保護)

第11条 当事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 担当職員が得た利用者又は家族の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面より得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 当事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 当事業所は、サービス提供中に、担当職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市区町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再

開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、この業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第14条 当事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 当事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（身体拘束）

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第16条 当事業所は、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年12回
- 2 担当職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
 - 3 当事業所は、担当職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

- 4 当事業所は、適切な指定介護予防支援等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 当事業所は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は公益財団法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(平成24年3月23日理事会議決)

附 則

この規程は、平成25年1月24日から施行し、平成25年1月17日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和２年１０月２０日より施行する。

附 則

この規程は、令和２年１１月１日より施行する。

附 則

この規程は、令和３年１月１日より施行する。

附 則

この規程は、令和３年４月１日より施行する。

附 則

この規程は、令和６年４月１日より施行する。